

# 令和2年度事業報告の件

[ 令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日 ]

## I 公益・共益事業関係

### 1、税知識の普及を目的とする事業

#### (1) 税務研修会

本年度は、管内全域の法人に対し南北二会場で税務研修会を開催した。

件名	年月日(曜)	会場等	出席者数	講師
年末調整説明会	2.11.11(水)	はまなす館 (相馬市)	78名	相馬税務署法人課税第一部門 佐々木統括国税調査官
年末調整説明会	2.11.17(火)	Jヴィレッジ (檜葉町)	26名	相馬税務署法人課税第一部門 佐々木統括国税調査官

#### (2) 租税教室

件名	年月日(曜)	会場等	出席者数	概要
第一回事業委員会 (移動租税教室)	2.8.25(火)	ホテル森の湯 (原町区)	16名	青年女性部会役員・事務局
第1回租税教室	2.12.3(木)	南相馬市立 原町第一小学校 (原町区)	6年生 62名	講師：横山 英輝 齋藤 重宗
第2回租税教室	2.12.8(火)	南相馬市立 大甕小学校 (原町区)	6年生 20名	講師：熊川 喜仁 ：神谷 健二
第3回租税教室	2.12.14(月)	南相馬市立 原町第三小学校 (原町区)	6年生 50名	講師：栗原三和子 ：齋藤 イネ ：末永喜美子
第4回租税教室	2.12.16(水)	南相馬市立 八沢小学校 (鹿島区)	6年生 10名	講師：朝田 英謙 ：高木 徳行
第5回租税教室	3.1.14(木)	川内村立 川内小学校 (川内村)	6年生 5名	講師：永橋 律子 ：齋藤 才子
第6回租税教室	3.1.25(月)	南相馬市立 太田小学校 (原町区)	6年生 11名	講師：番場三和子 ：佐々木優子 ：竹内 久子
第7回租税教室	3.2.3(水)	富岡町立 富岡小学校 (富岡町)	6年生 2名	講師：神谷 健二 ：吉田 学 ：名嘉陽一郎
第8回租税教室	3.2.3(水)	相馬市立 八幡小学校 (相馬市)	6年生 15名	講師：菅原多美子 ：館山友美子 ：八巻 裕美
第二回事業委員会	3.3.22(月)	ラフィーフ (原町区)	13名	青年女性部会役員・事務局

## 2、納税意識の高揚を目的とする事業

### (1) 地域イベントにおける税金クイズ等 (税金啓発)

年月日(曜)	啓発活動場所	支 部	概 要
2.10.25 (日)	第37回いたて村文化祭り (飯館村)	飯館支部	税の標語入り風船 500ヶ

### (2) 税に関する絵はがきコンクール

件 名	年月日(曜)	会 場 等	概 要	出 席 者
税の絵はがきコンクール 審査会	3. 1.26 (火)	ホテルふたばや (相馬市)	(応募数) 24校 594点 (入賞数) 95点	審査員 只野会長 相馬税務署長 女性部会5名
税の絵はがきコンクール 表彰の伝達式	3. 2.10 (水)	南相馬市立 石神第二小学校 相馬市立 桜丘小学校	福島県法連審査会 金賞1点 特別賞1点	番場部会長 相馬税務署長
福島県連審査会 ▽応募学校数 184校 福島県法人会連合会 女性部会連絡協議会 ▽応募総数 4,512点 【金賞】水戸 心海 さん(新地小学校)				
六県連審査会(東北六県全体) ▽応募学校数 697校 ▽応募総数 19,925点				

### (3) ホームページ及び広報紙による税情報の発信

ホームページでは、「税のお知らせ」コーナーを設けて税務署・県市町村からの税の新情報を広報し、詳細に調べたい方はリンクできるように情報発信を行った。また、相双法人会会員が避難先でいつでも参加できるように、県内各法人会・税務署共催の決算法人税務研修会の開催情報も迅速に掲載した。

発行年月日	号 数	発行部数	主 要 記 事	同封の冊子名
2. 7.30	第61号	2,000部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第8回通常総会を開催</li> <li>○ 令和元年度決算・令和2年度予算</li> <li>○ 税務署長着任のご挨拶</li> <li>○ 税に関する絵はがきコンクール</li> <li>○ 租税教室</li> <li>○ 青年部会税務研修会</li> <li>○ 青年・女性部会共催事業</li> <li>○ 新春講演会「私とオリンピック」</li> <li>○ 税務署からのお知らせ</li> </ul>	ほうじん夏号 AIGリスクアンケート 福島議定書
2.10.22	第62号	2,000部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性部会親睦交流会</li> <li>○ 青年部会総会並びに税務研修会</li> <li>○ 相双地区税務関係団体協議会総会</li> <li>○ なみえ創成小学校へAI体温検知システム贈呈式</li> <li>○ 税務署長との税務懇談会</li> <li>○ 税務署からのお知らせ</li> </ul>	浜ONEプロジェクト 福利厚生アンケート AIGビジネスガード インターネットセミナー 会社取引税務Q&A 源泉所得税実務ポイント
3.1.29	第63号	2,000部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会長新年ご挨拶</li> <li>○ 税務署長新年ご挨拶</li> <li>○ 租税教室</li> <li>○ 年末調整説明会</li> <li>○ 飯館支部秋祭り</li> <li>○ 新地支部視察研修会</li> <li>○ 税務署からのお知らせ</li> </ul>	ほうじん新年号 県法連ニュース PETがん検診 アフラック新制度

### 3、税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

法人会の提言活動は、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人税の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、事業承継に関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与している。

令和2年度税の提言活動として「令和3年度税制改正に関する提言」について公益財団法人全国法人会総連合・理事会にて決議されました。主に改正された重要事項は次のとおりである。

#### (1) 令和3年度税制改正に関する提言

##### 【 I. 税・財政改革のあり方 】

##### 1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化に向けて

- (1) 新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。
- (2) 新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく用途をチェックする必要がある。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

##### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 中小企業の厳しい経営状態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

### **3. 行政改革の徹底**

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

## **【 II. 中小企業が事業継続するための税制措置 】**

### **1. 法人税関係**

#### (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

#### (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

- ① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。
- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

#### (3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

#### (4) 役員給与の損金算入の拡充

##### ① 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

#### (5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

## **2. 消費税関係**

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

## **3. 事業承継税制関係**

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ① 猶予制度だけではなく免除制度に改める。
- ② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適正要件を緩和するなど配慮すべきである
- ③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

## **4. 相続税・贈与税関係**

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。

(2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

## **5. 地方税関係**

(1) 固定資産税の抜本的見直し令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

## 6. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である

(2) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

## 【 Ⅲ. 地方のあり方 】

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。

(2) 広域行政による効率化について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、議会の在り方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

## 【 IV. その他 】

### ○ 納税環境の整備

行政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

### ○ 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の用途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

## < 令和3年度税制改正に関するスローガン >

- (1) コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、  
中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、  
コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

## 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和3年度税制改正では、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置が創設されるとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例が設けられました。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置が創設されました。

法人会では、昨年9月に「令和3年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制措置の適用期限延長、土地に係る固定資産税の課税標準額が据え置かれるなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

## [ 法人課税 ]

### 1. 法人税率の軽減措置

#### ◎ 法人会提言

- ・ 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する

#### ○ 改正案

- ・ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

## 2. 中小企業投資促進税制

### ◎ 法人会提言

- ・ 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

### ○ 改正案

- ・ 中小企業投資促進税制に商業・サービス業・農林水産業活性化税制を整理・統合したうえで、適用期限が2年延長されました。

## 3. 中小企業の設備投資支援措置

### ◎ 法人会提言

- ・ 「中小企業経営強化税制」、および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制（中小企業強靱化法）」は、令和3年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

### ○ 改正案

- ・ 中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備が追加されたうえで、2年延長されました。
- ・ 中小企業防災・減災投資促進税制について、計画の認定期限が設けられるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われました

## [ 地方税 ]

### 1. 固定資産税の抜本的見直し

#### ◎ 法人会提言

- ・ 令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである

#### ○ 改正案

- ・ 令和3年度に限り、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満の土地に限る）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る）については、令和2年度の課税標準額と同額となります

## [ その他 ]

### 1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等

#### ◎ 法人会提言

- ・ 新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

#### ○ 改正案

- ・ 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。

### 2. 少子化対策

#### ◎ 法人会提言

- ・ 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

○ 改正案

- ・ 子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた者が一定の保育施設のように供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を減免する特例措置について、適用期限が2年延長されました。

件名	年月日(曜)	概要
地元国会議員、地方自治体長へ令和2年度税制改正要望書提出	2.11.12(木)	国会議員：金子恵美氏、吉野正芳氏 地方自治体：相馬市長、南相馬市長 上記に対して令和2年度税制改正要望書を提出

(2) 税務関係団体協議会との意見交換

会議名	年月日(曜)	会場等	出席者
相双地区税務関係団体協議会 令和2年度「総会」	2.9.24(水)	ホテルふたばや (相馬市)	只野会長、小林副会長
相馬税務署長との税務懇談会	2.10.12(月)	如水 (浪江町)	只野会長、副会長8名
相双地区税務関係団体協議会 令和2年度「定例会」	3.1.28(木)	ホテルふたばや (相馬市)	只野会長、小林副会長

(3) 税制アンケートの実施事業

役員の見解や回答を全国法人会総連合に提出し、多種にわたる意見や希望を申し上げた。

4、地域企業の健全な発展に資する事業

(1) インターネットセミナー利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
アクセス数	470	369	257	312	340	295	301	306	287	211	232	226	3606
一般ログイン数	5	6	6	7	4	9	1	6	5	3	8	4	64
会員ログイン数	32	43	31	34	29	23	32	27	34	23	30	41	379

5、地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 震災・原発事故被害者への支援事業及び法人会PR活動

年月日(曜)	支援物資名	主に配布した場所や対象者
2.9.29(火)	AI体温検知システム	なみえ創成小学校

(2) 地域社会貢献事業

件名	年月日(曜)	会場等	出席者数	概要
新地支部：地域復興活動事業「パークゴルフ大会」	2.12.8(火)	新地町やく草の森「パークゴルフ場」 (新地町)	80名	支部会員事業所及び地域壽民党一般参加者を募り、スポーツを通じて地域の活性化をはかるため、新地パークゴルフ企業組合と共催で実施した。
福節祭(協賛事業)	2.2.2(日)	相馬神社 (相馬市)	550名	相馬神社・相馬水産加工業グループ主催 地域の無病息災・早期復興の祈願

## 7、会員の福利厚生等に関する事業

### (1) 経営者大型総合保障制度の普及推進

大同生命保険A I G損害保険 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

#### イ、加入率

項目 単位会名	会員数 (社)	加入法人数 (社)	加入率 (%)
相 双	1,128	354	31.4
福 島	2,827	618	21.9
二 本 松	747	141	18.9
郡 山	3,018	500	16.6
須 賀 川	904	168	18.6
南 会 津	269	90	33.5
会 津 若 松	1,035	198	19.1
会 津 喜 多 方	449	101	22.5
白 河	828	183	22.1
い わ き	2,775	448	16.1
合 計	13,980	2,884	20.0

#### ロ、新規企業

項目 単位会名	目 標 (社)	実 績 (社)	進 捗 率 (%)
相 双	8	2	25.0
福 島	15	16	106.7
二 本 松	4	2	50.0
郡 山	14	2	14.3
須 賀 川	4	1	25.0
南 会 津	2	2	100.0
会 津 若 松	5	8	160.0
会 津 喜 多 方	3	2	66.7
白 河	5	6	120.0
い わ き	12	6	50.0
合 計	72	47	65.3

#### ハ、役員企業加入率

項目 単位会名	役員企業数 (社)	対象外企業数 (社)	対象企業数 (社)	加入企業数 (社)	加入率 (%)
相 双	54	0	54	41	75.9
福 島	67	0	67	46	68.7
二 本 松	37	0	37	26	70.3
郡 山	72	7	65	47	72.3
須 賀 川	41	6	35	24	68.6
南 会 津	29	2	27	22	81.5
会 津 若 松	47	5	42	19	45.2
会 津 喜 多 方	26	1	25	25	100.0
白 河	38	3	35	25	71.4
い わ き	60	3	57	44	77.2
合 計	471	27	444	319	71.8

二、新契約保障金額推進状況

項目 単位会名	目標 (千万円)	実績 (千万円)	進捗率 (%)
相 双	293.0	82.8	28.3
福 島	443.0	403.4	91.1
二 本 松	87.0	26.7	30.7
郡 山	421.0	310.8	73.8
須 賀 川	122.0	44.7	36.6
南 会 津	107.0	81.0	75.7
会 津 若 松	130.0	150.2	115.5
会 津 喜 多 方	115.0	53.0	46.1
白 河	151.0	224.4	148.6
い わ き	271.0	257.4	95.0
合 計	1940.0	1634.4	76.4

(2) ビジネスガードの普及推進

A I G損害保険 (令和3年3月31現在)

イ、単位会別加入法人数、加入率

項目 単位会名	会 員 数 (社)	加入会員数 (社)	加 入 率 (%)
相 双	1,128	79	7.0
福 島	2,827	252	8.9
二 本 松	747	72	9.6
郡 山	3,018	567	18.8
須 賀 川	904	162	17.9
南 会 津	269	22	8.2
会 津 若 松	1,035	64	6.2
会 津 喜 多 方	449	37	8.2
白 河	828	125	15.1
い わ き	2,775	288	10.4
合 計	13,980	1,668	11.9

ロ、単位会別新規加入法人数

項目 単位会名	目 標 (社)	実 績 (社)	進 捗 率 (%)
相 双	10	6	60.0
福 島	40	30	77.0
二 本 松	10	3	30.0
郡 山	60	58	96.7
須 賀 川	25	24	96.0
南 会 津	10	2	20.0
会 津 若 松	20	3	15.0
会 津 喜 多 方	15	0	0.0
白 河	20	12	60.0
い わ き	50	35	70.0
合 計	260	173	66.5

### (3) がん保険制度の普及推進

アメリカンファミリー生命保険 (令和3年3月31日現在)

項目 単位会名	会員数 (社)	加入会員数 (社)	加入率 (%)
相 双	1,128	185	16.4
福 島	2,827	423	15.0
二 本 松	747	96	12.9
郡 山	3,018	361	12.0
須 賀 川	904	150	16.6
南 会 津	269	44	16.4
会 津 若 松	1,035	162	15.7
会 津 喜 多 方	449	53	11.8
白 河	828	151	18.2
い わ き	2,775	397	14.3
合 計	13,980	2,022	14.5

### (4) PETがん健診の普及推進

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

項 目	受診会員数	のべ受診者数
P E T が ん 健 診	ゴールドコース	9社 12名
	シルバーコース	1社 3名
合 計	10社	15名

## II 管理関係

### 2. 組織

#### (1) 会員数

区 分	令和2年4月1日	令和3年3月31日
稼働法人数	3,521社	3,528社
会 員 数	1,214社	1,128社
加 入 率	34.5%	32.0%

#### (2) 会員移動状況 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

- ① 入会会員 3社  
 ② 退会会員 89社

[退会内訳]

転 出	倒 産	廃 業	合 併	解 散	休 業	自己都合	そ の 他
6社	5社	55社	2社	0社	5社	13社	3社

※ その他は、経費削減のため。

#### (3) 支部別会員数

(令和3年3月31日現在)

支 部 名	会 員 数	うち同一資本系列法人 (同族法人数)
相 馬	196社	12社
新 地	37社	1社
鹿 島	63社	6社
原 町	288社	17社
飯 館	35社	2社
小 高	91社	2社
浪 江	132社	9社
双 葉	43社	5社
大 熊	68社	5社
富 岡	175社	6社
合 計	1,128社	65社

#### (4) 役員数 (令和3年3月31日現在)

##### ① 本部役員

- ◎ 理 事 52名 会 長 1名 副 会 長 10名  
 常任理事 14名 理 事 27名  
 ◎ 監 事 2名

##### ② 支部役員

- ◎ 10支部 116名 支 部 長 10名 副支部長 18名  
 幹 事 88名

#### (5) 委員会 (令和3年3月31日現在)

委 員 会 名	委 員 長	副 委 員 長	委 員 数
総務委員会	坂本 行生郎	朝田 宗弘	13名
税制委員会	福山 真久	遠藤 充洋	16名
研修委員会	只野 裕一	折笠 芳春	8名
組織委員会	梨本 正	門馬 弘	14名
広報委員会	武島 昭良	山田 正恵	9名
厚生委員会	柳沼 俊成	立谷 惣一	11名

(6) 部 会 (令和3年3月31日現在)

部 会 名	部 会 長	副 部 会 長	役員数	総会員数
青年部会	齋藤 重宗	朝田 英謙・神谷 健二 高木 徳行・今野 秀和	13名	41名
女性部会	番場 三和子	齋藤 イネ・菅原 多美子 栗原 三和子・永橋 律子	13名	35名

(7) 上部団体役員 (令和3年3月31日現在)

① 一般社団法人 福島県法人会連合会

- ◎役員 副 会 長 只 野 裕 一 (会 長・相馬)  
理 事 小 林 正 幸 (副 会 長・小高)  
理 事 坂 本 行生郎 (副 会 長・富岡)
- ◎委員 総務委員会 坂 本 行生郎 (副 会 長・富岡)  
税制委員会 福 山 真 久 (監 事・相馬)  
研修委員会 只 野 裕 一 (会 長・相馬)  
組織委員会 梨 本 正 (常任理事・大熊)  
広報委員会 武 島 昭 良 (理 事・相馬)  
厚生委員会 柳 沼 俊 成 (理 事・浪江)
- ◎青年女性連絡協議会  
青連協・副会長 齋 藤 重 宗 (常任理事・小高)  
女連協・副会長 番 場 三和子 (常任理事・原町)

(8) 事務局 (令和3年3月31日現在)

事務局長 管 野 貴 文  
職 員 加 藤 明 美

### 3. 受 賞

- 公益財団法人 全国法人会総連合功労者表彰(単位会役員表彰)  
副 会 長 菅 野 行 雄 氏 (株)菅野漬物食品  
常任理事 梨 本 正 氏 都重機土木(有)  
受賞日 : 令和2年6月26日
- 東北六県法人会連合会会長表彰(単位会役員表彰)  
常任理事 松 本 伸 一 氏 (資)相馬堂時計店  
常任理事 立 谷 惣 一 氏 (有)立谷商会  
受賞日 : 令和2年6月26日

## 4. 会議関係

### (1) 総会

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	議 題
公益社団法人 相双法人会 第8回通常総会	2. 6.19 (金)	ラフィース (原町区)	8名 委任状 610名	報告事項 (1)令和元年度事業報告の件 (2)令和2年度事業計画報告の件 (3)令和2年度収支予算報告の件 決議事項 (1)令和2年度決算報告承認の件

### (2) 役員会

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	議 題
第1回理事会	2. 5.25 (月)	書面による決議		報告事項 (1)令和元年度支部会員数・会費納入状況について 議 題 (1)令和元年度業務の執行状況の報告承認について (2)令和元年度決算報告承認について (3)令和元年度総会並びに提出議案について
第2回理事会	2.11. 9 (月)	相馬フローラ (相馬市)	27名	報告事項 (1)令和2年度上期業務の執行状況の報告について (2)令和2年度上期末支部別会員数並びに会費納入状況について 議 題 (1)各支部の業務委託費について (2)第3回理事会並びに新春講演会の開催について (3)令和3年度総会までの予定について
第3回理事会	3. 3. 5 (金)	ラフィース (原町区)	27名	報告事項 (1)令和2年度業務状況の報告について (2)令和2支部別会員数並びに会費納入状況について (3)総会までの予定及び総会開催日時について 議 題 (1)令和3年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について (2)資金調達及び設備投資の見込みについて

### (3) 監査会

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	議 題
監査会	2. 4.22 (水)	相双法人会事務所 (事務局)	監事 2名	①令和元年度事業経過報告について ②令和元年度収支決算報告について ③会計帳簿等監査について

### (4) 本会関係

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	概 要
福利厚生制度 連絡協議会	2.11. 9 (月)	相馬フローラ (相馬市)	27名	令和2年度福利厚生状況の報告について

### (5) 支部関係

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	議 題
新地支部 第1回役員会	2. 5.22 (金)	鹿狼の湯 (新地町)	6名	(1)令和元年度事業報告について (2)令和2年度事業計画(案)について
新地支部 第2回役員会	2. 9.18 (金)	ホテルグランド新地 (新地町)	6名	(1)税務研修会について (2)地域振興事業について (3)視察研修について
飯館支部 第1回役員会	2.10. 6 (火)	飯館村商工会館 (飯館村)	8名	(1)秋祭り風船配布の実施計画について (2)支部報告会の開催計画について (3)本会役員会での発言内容検討について
新地支部 視察研修会	2.11.13 (金)	山形県遊佐町 (新地町)	5名	空き店舗活用事例の視察研修
新地支部 第1回役員会	3. 2.19 (金)	まるふじ (新地町)	6名	(1)令和2年度事業報告について (2)令和3年度事業計画について (3)令和3・4年度役員改選について
鹿島支部 第1回役員会	3. 3. 2 (火)	鹿島商工会館 (鹿島区)	11名	(1)令和3・4年度役員改選について (2)令和3年度事業計画について

### (6) 女性部会関係

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	議 題
女性部会役員報告会	2. 7.10 (金)	ホテル丸屋グランデ (原町区)	15名	①令和2年度事業計画について ④ その他
女性部会視察研修交流会	3. 3.25 (木)	伝承復興館、請戸漁 港視察研修 (双葉・浪江)	9名	震災10年の節目に改めて当時の状況や、復興の現状を確認することを目的とする

### (7) 青年部会関係

会議名等	年月日(曜)	会場等	出席者数	議 題
第一回役員会	2. 6.10 (水)	千 壽 (原町区)	8名	(1)令和元年度青年部活動状況について (2)令和2年度事業計画等について
青年部会総会並びに税務署長ご講話	2. 7.17 (金)	ホテル丸屋グランデ (原町区)	20名	(1)令和元年度事業報告について (2)令和2年度事業計画について (3)その他

第二回役員会	2. 9.23 (水)	千 壽 (原町区)	8 名	(1)令和 2 年度青年部活動状況について (2)租税教室開催校の決定について
第三回役員会	2.12.16 (水)	千 壽 (原町区)	7 名	(1)税務研修会の開催の有無について (2)視察研修の開催について

(8) 関係機関等の会議等

① 福島県法人会連合会

会 議 名 等	年月日(曜)	会 場 等	出 席 者
第 1 回厚生委員会	2. 7.22 (水)	郡山ビューホテルアネ ックス (郡山市)	柳沼委員長
第 1 回正副会長会議	2. 8. 3 (月)	郡山ビューホテルアネ ックス (郡山市)	只野会長
第 1 回事務局長会議	2. 8. 5 (水)	郡山ビューホテルアネ ックス (郡山市)	事務局管野
第 1 回理事会	2. 8.20 (木)	郡山ビューホテルアネ ックス (郡山市)	只野会長
第 3 回理事会	3. 1.22 (金)	郡山ビューホテルアネ ックス (郡山市)	小林副会長
第 4 回理事会	3. 3.24 (水)	郡山ビューホテルアネ ックス (郡山市)	只野会長、小林副会長

② 福島県法人会連合会・青年部会連絡協議会

会 議 名 等	年月日(曜)	会 場 等	出 席 者
第 1 回正副会長会議	2. 7.28 (火)	コラッセふくしま (福島市)	齋藤部会長

③ 福島県法人会連合会・女性部会連絡協議会

会 議 名 等	年月日(曜)	会 場 等	出 席 者
第 1 回正副会長会議	2. 8. 5 (水)	郡山ビューホテルアネ ックス (郡山市)	番場部会長
第 2 回正副会長会議	3. 2.10 (水)	ウェディングエルティ (福島市)	番場部会長